

[事案 28-58] 新契約無効請求

・平成 29 年 2 月 17 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約時、営業所長および募集人から、申立人の母親が加入している保険の満期保険金を使い、相続対策として保険に加入することを勧められたが、満期保険金は振り込まれなかったことなどを理由に、契約の無効または取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 9 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効または取消しとしてほしい。

(1) 営業所長および募集人から、母親が加入している保険の満期保険金を使い、相続対策として保険に加入することを勧められた。

母親との間で贈与契約を締結し、契約の申込みをしたが、母親が加入している保険の満期保険金が、自分の口座に年 1 回振り込まれると説明されていたものの、満期保険金が振り込まれなかった。

(2) 契約の申込みの際、何の説明も受けずに贈与契約書を作成させられたが、これは何の意味もなく、むしろ損害を生じさせるような契約書であった。

<保険会社の主張>

(1) 営業所長および募集人が、申立人の主張するような誤説明を行ったことはなく、契約の無効および取消しは認められない。

(2) 営業所長および募集人が贈与契約書の記載内容を誘導した事実はなく、贈与契約書が、営業所長および募集人の前で書かれたものであることも確認できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、営業所長および募集人から不適切な説明等が行われたかどうか等、申込時の状況を把握するため、営業所長に対して事情聴取を行った。申立人は事情聴取に応じなかったため、申立人に対する事情聴取は行えなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、当事者の主張の対立が顕著であり、審理にあたっては申立人の事情聴取が必要不可欠であるところ、申立人は、当審査会の再三の要請にもかかわらず事情聴取に応じず、保険会社側の事情聴取のみによって事実を認定することはできないことから、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることにした。